水際対策強化に係る新たな措置

1. 入国拒否対象地域の追加(法務省)

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 13 か国の全域を指定 (注1)。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする (注2)。

アゼルバイジャン、ウルグアイ、カザフスタン、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、コロンビア、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ、モルディブ

(注1) 本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で100か国・地域となる。

(注2) 5月15日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により、今般追加した13 か国の入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。5月16日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

2. 検疫の強化 (厚生労働省)

14 日以内に上記 1. の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR 検査の実施対象とする。

上記1.及び2.の措置は、5月16日午前0時から当分の間、 実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も 対象とする。

以上